



1. 2013 年インド会社法改正のポイント (第 2 回) 「各種取締役と代表訴訟」
2. タイ~会社の税務上の登録と許可について
3. 政治・経済・産業トピックス
4. 主要国の経済指標

1. 2013 年インド会社法改正のポイント (第 2 回) 「各種取締役と代表訴訟」

本年 8 月、57 年振りに改正された 2013 年インド会社法(新会社法)の解説第 2 回目は、「各種取締役と代表訴訟」について取上げる。なお、公表されている 2013 年会社法規則案(Draft Rules under Companies Act 2013、規則案)についても紹介するが、現在行われているパブリック・コメントの結果を受けて変更される可能性がある点、ご留意頂きたい。

■居住者取締役(Resident Director)

(1) 新会社法

新会社法第 149 条第 3 項は、「すべての会社は、その取締役のうち少なくとも 1 名の『インド居住者¹』を選任する必要がある」と規定しており、インド居住者の要件については、前年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間、トータルで 182 日以上インドに滞在していた者としている。旧会社法にも、居住者取締役に類似する「Managing Director(取締役社長・CEO)、Whole-time Director(常勤取締役)、Manager(支配人・役員)につき、その者がインド居住者ではない場合には、インド中央政府の承認が必要である」という規定が存在した(旧会社法別表 13 第 1 部 (e))。しかし、同規定は以下の 2 点で新会社法上と異なる。

- ① 公開会社²または、みなし公開会社にのみ適用される(非公開会社は対象外)
- ② インド中央政府の承認を得れば、当該役職にインド非居住者を選任できる

(2) 改正の影響

新会社法においては、公開会社・非公開会社を問わず、全ての種類の会社について居住者取締役の設置が義務付けられている。また、上記②のようにインド中央政府の承認という適用除外規定もない。そのため、新会社法下においてインドで現地法人を設立する、あるいは維持するためには、必ず 1 名の居住者取締役を選任する必要があることになる。この点は、特にインドに独资(100%出資形態)で進出する場合の日系企業にとっては高いハードルになる可能性があると考えられる。

¹ この場合のインド居住要件は、雇用又は事業の遂行を目的として選任日直前 12 ヶ月以上継続してインドに滞在した者と規定されている。

² 資本金 50 万ルピー以上などを要件とするいわゆる大企業。株主数、役員数等に厳格な規定がある。

(3) 考えられる対応策

インドに新規進出する場合の対応策としては、現地法人を設立する前に駐在員事務所等を先行して設立し、その駐在員が居住要件を充たす頃を目途に現地法人を設立するという方法が考えられる。しかし、駐在員事務所の設立と閉鎖にも費用と時間がかかるうえ、事業活動を行う現地法人の代表が駐在員事務所の代表を兼任するような場合、当局から「駐在員事務所で行っている」とみなされる可能性があり、法令違反のリスクがある。更に、駐在員事務所が税務上 Permanent Establishment (PE) とみなされ、PE 課税が生じるおそれもある。従って、リスク及びコストを勘案すれば、居住要件を充たす現地の日系弁護士・会計士等に取締役就任を依頼するというのが、暫定的対応として妥当ではないかと思われる。

他にも、既に現地法人の形態でインドに進出済みの日系企業の中には、①居住要件を充たす日本人駐在員を便宜上取締役として選任する、あるいは、②居住要件を充たす日本人取締役の在任期間を当面(後任者が居住要件を充たすまで)延長する等の対応策を考えているところも少なくないようである。

以上のように工夫は様々考えられるところであるが、最終的な適法性判断に際しては、弁護士に確認されることをお勧めしたい。

■女性取締役(Woman Director)

(1) 新会社法

新会社法第 149 条 1 項但書 2 は、「別途定める種類の会社については、最低 1 名の女性取締役を設置しなければならない」旨を定めている。

(2) 規則案

規則案は、上記の別途定める種類の会社及び女性取締役設置期限について、次のように規定している

① 全ての上場会社 → 上記規定の施行後 1 年以内

② 上場会社以外の全ての公開会社のうち、「支払済株式資本 10 億ルピー以上」または「売上高 30 億ルピー以上」の会社 → 上記規定の施行後 3 年以内

(3) 改正の影響

規則案では、女性取締役設置義務の対象は、上場・公開会社となっており、特に独資で新規にインドに進出する会社がこれに該当することは、稀であると思われる。また、合併形態で進出する場合は、インド側パートナー企業に人選等を依頼することも可能であると思われ、本規定による実務への影響は、それほど大きくないと考えられる。

■社外取締役(Independent Director)

(1) 新会社法

新会社法第 149 条 4 項は、「上場会社については、取締役総数の 3 分の 1 以上の社外取締役を設置しなければならない」旨を、また「公開会社については、社外取締役設置義務が課される会社の種類及びその数を別途規則において定める」旨を規定している。

(2) 規則案

上記に関し、規則案は、以下に該当する公開会社は取締役総数の 3 分の 1 以上の社外取締役を設置しなければならない旨規定している。

「支払済株式資本が 10 億ルピー以上」、「売上高が 30 億ルピー以上」、「未弁済のローン、借入金、社債等の総額が 20 億ルピー超」のいずれかに該当する会社

(3) 改正の影響

新会社法の本規定に関する条項及び規則案のみを見れば、対象となる会社は上場企業及び一定の規模を有する公開会社ということであり、女性取締役の設置規定と同様今後インドに進出する日系企業への影響は小さいとも考えられる。しかしながら、本規定とは別に、「企業の社会的責任(CSR)規定が適用される会社については、最低1名以上の社外取締役を含むCSR委員会を設置しなければならない」とする規定があり、本条項の対象に該当しない会社でも社外取締役設置義務が課せられる可能性がある³(新会社法におけるCSR規制の詳細については、次回に説明する)。

(4) 考えられる対応策

「親会社や関連会社の役員を社外取締役として選任できないか」との日系企業からの問い合わせが多いが、直近3会計年度中に、当該会社のみならず、その親会社、子会社、関連会社の一定の役員または従業員であった者は、社外取締役の資格要件を欠くことから、親会社や関連会社の役員等から社外取締役を選任することは認められない。

社外取締役は、法律上「Independent」である要件が細かく規定されているうえ、規則案においても、「金融、法律、経営、販売、マーケティング、研究等の分野で適切なスキル、経験、知識を有している者」と規定されていることを踏まえれば、弁護士・公認会計士等に就任を依頼することも検討に値するであろう。

■代表訴訟(Class Action)

旧会社法においても、取締役に対して株主が訴訟を提起することができないわけではなかったが、その要件・方法等に関する規定は殆ど整備されていなかった。これに対し新会社法においては、代表訴訟の原告適格、請求の具体的内容等について、詳細に規定されている。

(1) 新会社法

〈原告適格〉

新会社法第245条3項は、原告適格として「100名以上の株主または全株主数のうち別途規定される割合以上の株主のいずれか少ない方」、もしくは「支払済株式資本のうち別途規定される割合以上を保有する株主」と定めている⁴。

〈訴訟の構造・請求内容〉

新会社法第245条に規定される代表訴訟は、「会社の経営が株主等の利益を侵害する状態で行われている場合、法律上の一定の要件を充たす株主らが、会社法審判所(National Company Law Tribunal)と呼ばれる専門の司法機関に、会社または取締役らに対して法律で定められている一定の命令を発する旨を申し立てる」構造となっている。

³ 新会社法第135条は、1会計年度中に、純資産が50億ルピー以上、総売上高が100億ルピー以上、又は純利益が5,000万ルピー以上の要件を充たす会社については、公開会社・非公開会社を問わず、直近3会計年度の純利益の平均2%以上を一定の慈善事業等に支出する義務を課している。この場合、1名以上の社外取締役を含む取締役で構成されるCSR委員会の設置が義務付けられる。もっとも、新会社法第149条第4項が、社外取締役設置義務を非公開会社に課していないことから、新会社法第135条においても、非公開会社の場合は、CSR委員会のメンバーに社外取締役を含まなくてもよいのではないかとの意見もある。しかしながら、現時点では中央政府の明確な見解は発表されていない事から、この点については今後も注視していく必要がある。

⁴ 新会社法第245条3項は、原告適格としてDepositorも規定しているが、Depositを受け入れている日系企業は殆どないことから、ここでは説明を割愛する。また、株式資本を持たない会社についても規定しているが、同様の理由からこれも説明を割愛する。

法律で定められている一定の命令には、会社による基本定款または附属定款によって付与された権限を越える行為の差止命令、会社による株主総会決議に違反する行為の差止命令、任務懈怠のあった取締役、監査役等に対する損害賠償命令などが含まれるが、会社法審判所はこれら以外にも、適切と認める一切の救済策に関する命令をすることができる旨が定められている。

(2) 規則案

原告適格について、規則案は、「100名以上の株主または全株主数のうち10%以上の株主のいずれか少ない方」、もしくは、「支払済株式資本のうち10%以上を保有する株主」に、原告適格を認めている。

(3) 日本との違い・特徴

日本の株主代表訴訟のように、まず「会社に対して取締役の提訴を請求し、会社が提訴しない場合に、株主が会社を代表して取締役を提訴する」というものではなく、株主らがいきなり申立てをすることができる点に特徴がある。また、法令で定められている請求内容も、「事後的な損害賠償請求」のみならず、「定款に定められた権限を越える行為及び定款の条項に違反する行為の差止め等」が含まれる点、更に、請求の相手方が、取締役や監査役のみならず、弁護士や会計士等の専門家やコンサルタント等も対象にしている点も、日本の株主代表訴訟とは異なる特徴といえる。また、会社法審判所の命令に従わなかった場合、会社及び役員に対し、刑事罰(罰金及び禁固)が規定されている点にも、注意が必要である。

(4) 改正の影響

独資でインドに進出する場合、その株主は親会社・関連会社であり、インド現地法人の取締役らに対して、代表訴訟が提起される事態はまずないと思われる一方、合弁会社の設立の形態で進出する場合、支払済株式資本のうち10%を保有していれば原告適格が認められるため、インド側パートナーから代表訴訟を提起される可能性は、リスクとして想定しておく必要がある。いずれにせよ、代表訴訟は会社法改正によって新たに整備・新設されたものであるから、今後の裁判例から、どのような訴訟が行われ、それに対しどのような判断が下されるか、継続的に注視していく必要がある。

(以上)

記事提供: 弁護士法人マーキュリー・ジェネラル
弁護士 坂元 英峰 / 弁護士 山下 昌彦(インド・デリー駐在)

弁護士法人マーキュリー・ジェネラル: 平成15年3月1日開設、平成19年12月19日法人化。
国内の日系法律事務所としては唯一インド共和国法外国法事務弁護士が所属、日印両国において、インドに進出する日本企業をサポート。

2. タイ～会社の税務上の登録と許可について

■ 概要

タイで会社を設立、運営するに当たり、税務上の登録や許可手続きとしてどのようなものがあるのか全体像を見ていきたいと思えます。タイでは、日本のように会社が選択した会計方針や手続きを届け出る必要はありませんが、後述する通り、納税者登録という制度があります。

■ 会社設立時の税務登録

タイの税務登録が現状のようになるまではさまざまな変遷がありました。以前は「全ての国税に関して納税者登録をし、納税者番号および納税者カードを取得しなければならない」という手続きでした。そのため、会社の設立登記が完了したら、まずやらなければならないのが代表取締役の個人所得税の納税者登録(納税者番号と納税者カードの取得)、法人税の納税者登録(納税者番号と納税者カードの取得)、付加価値税(Value Added Tax: VAT)の納税者登録(納税者登録証の取得、納税者番号は法人税納税者番号と同一)、通関者登録(納税者番号とグリーン、イエローの通関者カード取得)でした。

しかしこれらの手続きは現在、以下のような制度に変わりました。

1) 個人所得税納税者登録

個人所得税納税者登録をしなければならないのは、外国人だけです。2003年10月からタイ人従業員に関しては、納税者番号および納税者カードの取得は不要となり、本人証明書番号を納税者番号として使用することになりました。会社の代表取締役が外国人の場合、後述のVATの納税者登録を行う際に、まず代表取締役の個人所得税納税者番号を取得しなければなりません。

2) 法人税納税者登録

法人税納税者登録は不要になりました。法人税納税者番号と納税者カードがなくなり、会社の商業登記簿上の13桁の会社登記番号が、法人税およびVATの納税者番号として使用されます。

3) VAT納税者登録

VATに関しては、虚偽のタックスインボイスを発行する会社が後を絶たないため、現在も事業開始前にVAT納税者登録が必要で、その事業が実際に行われる事業所が実在することの確認などが行われます。手続き完了後、VAT納税者登録証が会社に送付されます。

4) 通関者登録

通関者登録自体は依然としてありますが、法人税やVATと同様、会社登記番号が通関者登録番号となります。登録手続きはウェブサイト上で行い、関税局の「ペーパーレス」方針に従って通関者カードが廃止されました。

■ 設立後の税務上の許可手続き

会社設立後もさまざまな許可の取得が要求されます。主なものは以下の通りです。

1) VAT関連

A) 支店や営業所などの事業所を設置した場合、事業所登録を行うとともに、原則的にはVATの申告・記録を各事業所で行わなければなりません。申告や記録を本店で一括して行う場合には、歳入局長から事前に許可を取得しなければなりません。

- B) VAT に関する記録や証憑書類は、申告主体である本店または各事業所で保管しなければなりません
が、他の場所で保管する場合には、歳入局長から事前に許可を取得しなければなりません。
- C) 輸出が総売り上げの 50%以上である会社が VAT 還付を円滑に受けるためには、歳入局より、優良輸
出企業あるいは登録輸出企業としての認定を受けなければなりません。

2) 法人税関連

- A) 棚卸し資産の評価方法、減価償却の方法・耐用年数を変更する場合には、歳入局長から事前に許可
を取得しなければなりません。
- B) 会計期間を変更する場合には、歳入局長から事前に許可を取得しなければなりません。なお、タイ会
計法に従い、商務省の事業開発局長からも事前に許可を取得する必要があります。
- C) 法人税の中間申告に関して、原則的な予想に基づく申告方法に代わり、半期決算を行って帳簿上の
利益に基づき申告する方法を選択する場合は、歳入局長から事前に許可を取得しなければなりません。

■ BOI 関連

タイ投資委員会(BOI)から租税に関する特典を付与されている企業は、BOI から奨励されている事業に関し
て変更がある場合、原則的に、事前に BOI から許可を取得しなければなりません。税務に関する事前許可が
必要なものに以下の事項があります。

- A) 生産能力を超える売り上げに関しては法人税の免除を受けられないため、生産能力に変化が生じた
場合、事前に許可を取得する必要があります。
- B) 奨励事業において、製造する製品の種類や生産工程などに変化があった場合、事前に許可を取得し
ないと、法人税免除特典を受けられなくなる可能性があるため、要注意です。
- C) BOI に提出しているフォーミュラ(薬品や飲料の調整法など)の変更に関しては事前に許可が必要です。
関税の免除を受ける輸入原材料のカットストック(輸入原材料の輸出製品への使用理論値の引き落と
し)や理論在庫量に影響します。

関税の減免を受けた機械設備、原材料の目的外使用(廃棄、無償貸与、セール・アンド・リースバック、譲渡な
ど)には、事前の許可が必要です。許可を取得せずにこうしたことを行うと大きな問題になることがあり、要注
意です。

(以上)

記事提供: Mother Brain (Thailand) CO., LTD.
Managing Director 川島 伸 (日本国公認会計士)

Mother Brain (Thailand) CO., LTD.: (マザーブレイン)
タイで法律・税務・会計に関する情報提供するコンサルタント(1992 年設立)

3. 政治・経済・産業トピックス

【経済・産業】

■ (インドネシア)ー政府経済政策パッケージ第2弾を発表

9日、政府は財政赤字削減を目指す経済政策パッケージ第2弾(第1弾は8月に実施)を発表した。輸入に関する前払い法人所得税(PPH22)の引上げ(輸入額の2.5%→同7.5%)、輸出目的の輸入に関する優遇(KITE)の免税対象拡大(現状の輸入関税のみ→付加価値税(VAT)、奢侈税を追加)が柱となっている。

■ (ラオス)ービエンチャンに日本企業専用工業団地建設の計画

ラオスの首都ビエンチャンで、国際協力機構(JICA)と在ラオス日本大使館、ラオス政府が官民連携で事業化を検討する日本企業専用工業団地建設計画が急浮上している。当該工業団地は経済特区(SEZ)として開発される50~100ha規模のもので、ラオス政府は11月21日付で事業化を認めている。タイの製造業を補完する「タイ・プラスワン」の受け皿としても期待されている。

■ (フィリピン)ーアキノ大統領、インフラ整備の推進を強調

アキノ大統領は3日、2016年6月末の任期までに、ニノイ・アキノ国際空港第1ターミナル改修やターラック~パンガシナン~ラウニオン高速道路の事業完了を目指すなど、インフラ整備を推進することを強調した。これらのインフラ整備事業には日本の政府開発援助(ODA107.8億円)で進めるボホール州パングラオ島の新空港建設等も含まれる。

■ (ミャンマー・タイ)ーダウエー経済特区開発の新スケジュールが明らかに

ミャンマー南部のダウエーで同国並びにタイ政府が共同で推進する経済特区(SEZ)開発に関し、ミャンマー側推進担当者・ダウエーSEZ中央実行委員会エイ・ミン委員長が2日、2014年5月のインフラ整備着工をはじめ、開発業者の選定やコンサルティング会社の募集を含む新たなスケジュールを明らかにした。ダウエーSEZ開発はミャンマー軍政時代にタイの建設大手ITD社が受注したが、約1兆円に上ると見積られている所要資金の調達に難航。昨年11月から両国政府の合同委員会で、スケジュール変更等が協議されていた。

【政策・制度・規制】

■ (タイ)ーインラック首相下院解散を表明、反タクシン派強行姿勢変らず

9日、インラック首相は、タクシン元首相らの恩赦を念頭に置いた憲法改正案等を巡り、深刻化する政治的混乱を受け、下院の解散を表明。国王もこれを承認し来年2月2日に総選挙が実施されることになった。反タクシン派は、解散総選挙では不十分として、国民が選ぶ第三者機関「国民会議」の設置を要求している。

■ (ベトナム)ー新たな外貨建融資規制を発表(2014年1月1日実施)

ベトナム国家銀行(SBV=中央銀行)は6日付通達(29/2013/TT-NHNN)で、金融機関の外貨貸出にタイする新たな規制を発表した(2014年1月1日実施)。金融機関等による外貨建て融資が可能な相手と資金用途は、返済に充当する外貨収入のある企業が輸入代金を海外に支払う場合等の4つの場合に限定される。

4. 主要国の経済指標

タイ	単位	2012	2013/2Q	2013/3Q	Sep-13	Oct-13	Nov-13	備考
実質GDP成長率	%	6.5	2.8	2.7				前年(同期)比
インフレ率	%	3.0	2.3	1.7	1.4	1.5	1.9	消費者物価指数(CPI)、前年(同期)比
貿易収支	百万米ドル	6,015	-497	5,033	2,561	337		
経常収支	百万米ドル	-1,470	-6,664	-888	-534	376		
政策金利	%	2.75	2.50	2.50	2.50	2.50	2.25	翌日物レポ金利、期末値
外国為替相場	対米ドル	31.07	29.86	31.45	31.67	31.20	31.66	期中平均
株価		1,391.93	1,451.90	1,383.16	1,383.16	1,442.88	1,371.13	SET指数、期末値

(出所: タイ中央銀行、国家経済社会開発委員会、CEICなど)

インドネシア	単位	2012	2013/2Q	2013/3Q	Sep-13	Oct-13	Nov-13	備考
実質GDP成長率	%	6.2	5.8	5.6				前年(同期)比
インフレ率	%	4.3	5.6	8.6	8.4	8.3	8.4	消費者物価指数(CPI)、前年(同期)比
貿易収支	百万米ドル	-1,659	-3,107	-2,915	-803	42		
経常収支	百万米ドル	-24,074	-9,848	-8,449				
政策金利	%	5.75	6.00	7.25	7.25	7.25	7.50	BI金利、期末値
外国為替相場	対米ドル	9,388	9,803	10,671	11,318	11,163	11,615	期中平均
株価		4,316.69	4,818.90	4,316.18	4,316.18	4,510.63	4,256.44	インドネシア総合指数、期末値

(出所: インドネシア中央銀行、CEIC、Bloombergなど)

ベトナム	単位	2012	2013/2Q	2013/3Q	Sep-13	Oct-13	Nov-13	備考
実質GDP成長率	%	5.3	5.0	5.5				前年(同期)比
インフレ率	%	9.1	6.6	7.0	6.3	5.9	5.8	消費者物価指数(CPI)、前年(同期)比
貿易収支	百万米ドル	749	-1,203	895	-88	101	50	
経常収支	百万米ドル	9,062						
政策金利	%	9.00	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00	リファイナンスレート、期末値
外国為替相場	対米ドル	20,873	20,968	21,158	21,129	21,109	21,103	期中平均
株価		413.73	491.04	492.63	492.63	497.41	507.78	VN指数(ホーチミン)、期末値

(出所: ベトナム統計局、中央銀行、IMF、CEICなど)

フィリピン	単位	2012	2013/2Q	2013/3Q	Sep-13	Oct-13	Nov-13	備考
実質GDP成長率	%	6.8	7.5					前年(同期)比
インフレ率	%	3.2	2.6	2.4	2.7	2.9		消費者物価指数(CPI)、前年(同期)比
貿易収支	百万米ドル	-10,029	-1,754	-2,280	-665			
経常収支	百万米ドル	7,126	2,484					
市場金利	%	0.20	0.90	0.87	0.87	0.00	0.00	TB、期末値
外国為替相場	対米ドル	42.23	41.78	43.68	43.83	43.18	43.55	期中平均
株価		5,812.73	6,465.28	6,191.80	6,191.80	6,585.38	6,208.82	フィリピン総合指数、期末値

(出所: CEIC、IMFなど)

インド	単位	2012	2013/2Q	2013/3Q	Sep-13	Oct-13	Nov-13	備考
実質GDP成長率	%	5.0	4.4	4.8				前年(同期)比
インフレ率	%	7.3	4.8	6.1	6.5	7.0		卸売物価指数(WPI)、前年(同期)比
貿易収支	百万米ドル	-193,843	-49,949	-29,758	-6,690	-10,556		
経常収支	百万米ドル	-87,843	-21,772	-5,153				
政策金利	%	7.50	7.25	7.50	7.50	7.75	7.75	レポレート、期末値
外国為替相場	対米ドル	54.41	55.93	62.18	63.75	61.56	62.59	期中平均
株価		18,835.77	19,395.81	19,379.77	19,379.77	21,164.52	20,791.93	ムンバイSENSEX指数、期末値

(出所: RBI、中央統計局、CEICなど)

本資料は信頼できると思われる各種データに基づき作成しておりますが、当行はその信頼性、安全性を保証するものではありません。また本資料は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、当行の商品・サービスの勧誘やアドバイザリーフィーの受入れ等を目的としたものではありません。投資・売買に関する最終決定はお客さまご自身でなされますよう、お願い申し上げます。

(編集・発行) 三菱東京UFJ銀行 国際業務部 教育・情報室
(照会先) 橋本 隆城

(e-mail): takaki.hashimoto@mufg.jp